

保存版

令和 8 年度

市民税・県民税・森林環境税特別徴収の手引



HIGASHIOMI

滋賀県東近江市役所 市民税課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

電 話 0748-24-5604 (直通)

I P 電 話 050-5801-5604 (直通)

F A X 0748-24-5577

ホームページ <https://www.city.higashiomi.shiga.jp/>

市区町村コード 252131

エル
eLTAX

『給与所得者異動届出書』等の特別徴収に係る各種届出書は、インターネットを利用するeLTAX(エルタックス)で提出していただけます。詳しくは、東近江市ホームページを御覧ください。

令和8年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

特別徴収義務者 様

平素は、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度、東近江市税条例第45条第1項の規定により、貴事業所を特別徴収義務者に指定いたします。

つきましては、令和8年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書等をお送りいたしますので、今後確実な事務処理を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月

東近江市長

目 次

- 特別徴収について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 納入書の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 給与所得者の退職・転勤等に伴う手続について・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について・・・・・・・・ 4 ページ
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の提出について・・・・ 4 ページ
- 特別徴収義務者の指定強化について・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 各種届出書の記入例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～9 ページ
- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書様式・・・・ 10 ページ
- 特別徴収切替届出書様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書様式・・・・・・・・・・ 12 ページ
- 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書様式・・・・・・・・ 13 ページ

※ 各様式は複写して御使用ください。

特別徴収について

1 特別徴収とは

1年間に納めていただく市民税・県民税・森林環境税を6月から翌年5月までの年12回に分け、毎月の給与から差し引いて事業所を通じて納めていただく制度です。

納入額は「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書」に記載されている金額です。

2 納税義務者（特別徴収される人）

令和8年1月1日現在、東近江市内に住所を有し、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに給与の支払を受け、かつ、令和8年4月1日に給与の支払を受けている人です。

3 納期限

月割額を徴収した月の翌月10日（その日が休日のときはその翌日）です。

納期限までにその徴収税額を納入されないときは、延滞金（納期限の翌日から1箇月は年2.4%（※延滞金特例基準割合+1%）、1箇月を超える場合は年8.7%（※延滞金特例基準割合+7.3%）の割合を乗じて計算した金額）及び督促手数料100円を負担していただくこととなりますので、納期限内に必ず納入してください（※令和8年の延滞金特例基準割合は1.4%です。令和9年以降は変更となる場合があります。）。

4 納期の特例

給与等の支払を受ける人が常時10人未満の場合は、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入する制度があります。

制度を利用される場合は、事前に申請書の提出が必要です。申請書は、13ページのものをご複製していただくか、東近江市ホームページからダウンロードして御使用ください。

5 納入場所

徴収した月割額は、同封の「個人市民税・県民税・森林環境税納入書」により、次の金融機関又は東近江市役所若しくは各支所・出張所で納入してください。

滋賀銀行	滋賀県民信用組合
関西みらい銀行	グリーン近江農業協同組合
京都銀行	湖東農業協同組合
湖東信用金庫	東能登川農業協同組合
滋賀中央信用金庫	滋賀蒲生町農業協同組合
近畿労働金庫	ゆうちょ銀行・郵便局

近畿2府4県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、次の指定通知書に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記入の上、第1回目の納入の際に納入書と共に提出してください。

指定通知書提出先控 (ゆうちょ銀行 店・ 郵便局)

指 定 通 知 書

貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱店・局に指定しましたので通知します。

- | | |
|----------|----------------|
| 1 承認番号 | 貯業2第215号 |
| 2 口座番号 | 01010-9-960105 |
| 3 加入者の名称 | 東近江市会計管理者 |
| 4 取りまとめ局 | 大阪貯金事務センター |

令和 年 月 日

株式会社ゆうちょ銀行 店長 様
日本郵便株式会社 郵便局長

東近江市長



納入書の取扱いについて

1 納入の方法

(1) 当初に通知した税額から変更がない場合

納入書の「納入金額(1)」欄に税額を印字していますので、そのまま納入してください。
「納入金額(2)」欄には記入しないでください。

(2) 当初に通知している税額から変更があった場合

退職や転勤等の異動により、年度の途中から納入する税額に変更があった場合は、納入書に印字してある「納入金額(1)」欄を二本線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に変更後の税額を記入してください(下記「2 納入書の記入例」参照)。

なお、税額に変更があったときは、税額変更通知書を貴事業所に送付しますので、徴収する税額はその通知書で確認していただきますようお願いいたします。

※税額変更後の納入書は改めて送付しませんので、当初に送付しました納入書を変更の上、御使用ください。

2 納入書の記入例(税額変更があった場合)

本市では納入書をOCR(光学式文字読取装置)で処理していますので、税額に変更があった場合は、下記の記入例により御記入の上、納入をお願いします。

- 用紙を折ったり曲げたり、汚したりしないでください。
- 黒のボールペンで記入してください。
- 数字は所定の枠からはみ出ないように、記入例に従って記入してください。
- 手書欄の頭に〒記号の記入はしないでください。
- 読取金額確認のため、必ず合計額も記入してください。
- 予備の納入書(印字がないもの)を利用される場合は、「年月分」欄も記入してください。

〈納入書の記入例〉

滋賀県東近江市 個人市民税・県民税・森林環境税 特別徴収 領収証書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
2:5:2:1:3:1	01010-9-960105	東近江市会計管理者
月別	納入金額(1)	納入金額(2)
令和 8 年 6 月分	7123456	56,000-
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 60000	退職所得分 136000
納期	令和 8 年 7 月 10 日	合計額 196000
特別徴収(義務者) 住所 〒527-1234 所在地 東近江市〇〇町〇番〇号 氏名 株式会社〇〇商事	領収日付印	

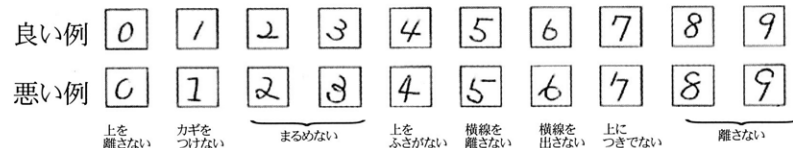
滋賀県東近江市 個人市民税・県民税・森林環境税 特別徴収 納入書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
2:5:2:1:3:1	01010-9-960105	東近江市会計管理者
月別	納入金額(1)	納入金額(2)
令和 8 年 6 月分	7123456	56,000-
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 60000	退職所得分 136000
納期	令和 8 年 7 月 10 日	合計額 196000
特別徴収(義務者) 住所 〒527-1234 所在地 東近江市〇〇町〇番〇号 氏名 株式会社〇〇商事	領収日付印	

滋賀県東近江市 個人市民税・県民税・森林環境税 特別徴収 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
2:5:2:1:3:1	01010-9-960105	東近江市会計管理者
月別	納入金額(1)	納入金額(2)
令和 8 年 06 月	071123456	56,000-
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 60000	退職所得分 136000
納期	令和 8 年 7 月 10 日	合計額 196000
特別徴収(義務者) 住所 〒527-1234 所在地 東近江市〇〇町〇番〇号 氏名 株式会社〇〇商事	領収日付印	

〈裏面〉

個人市民税・県民税納入申告書	
(あて先) 東近江市長	
令和 8 年 7 月 1 日 提出	
退職手当等支払金額	1,422,363.2
特別徴収税額	81,600.0
内訳	5,440.0
氏名	東近江太郎
住所	東近江市〇〇町〇番〇号
支払額	81,600.0
市民税	54,400.0
県民税	27,200.0
地方税法第50条の5及び第32条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
特別徴収(義務者) 住所 〒527-1234 所在地 東近江市〇〇町〇番〇号 氏名 株式会社〇〇商事	(受付印)
法人番号 9:8:7:6:5:4:3:2:1:0:1:2:3	

〈数字の記入例〉



給与所得者の退職・転勤等に伴う手続について

給与所得者に退職・転勤等の異動が生じた場合は、異動のあった月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」）を提出してください。

1 退職等の場合

特別徴収により納税している人が退職や休職等をした場合、特別徴収税額のうち給与から徴収できなくなった税額は、「普通徴収」又は「一括徴収」の方法で納入していただきます。

(1) 普通徴収（一括徴収しない場合）

退職等により給与から特別徴収できなくなった税額は、普通徴収に切替えを行い、給与所得者本人に直接通知し、納付していただきます。

貴事業所からの異動届出書に基づき普通徴収に切替えを行いますので、異動が生じた月の翌月10日までに異動届出書を提出してください。提出が遅れたり提出されなかったりすると、退職されたにもかかわらず特別徴収のままになっていたり、給与所得者本人への通知等が遅くなったりしますので、異動後は速やかに御提出をお願いします（6ページ「記入例①」参照）。

なお、貴事業所からも、後日市役所から給与所得者本人に未徴収税額に係る普通徴収の通知書が届く旨、お伝えいただきますようお願いいたします。

(2) 一括徴収

次の場合は、未徴収税額を給与又は退職手当等から一括徴収し、他の給与所得者に係る特別徴収税額と合わせて納入していただきます。

①退職等の日が令和8年6月1日から12月31日までの場合

異動が生じた翌月以降の未徴収税額は、給与所得者本人に確認の上、一括徴収の申出があれば、未徴収税額を当月分と合わせて徴収し、納入してください。

②退職等の日が令和9年1月1日から4月30日までの場合

異動が生じた翌月以降の未徴収税額は、給与所得者本人からの申出の有無にかかわらず、当月分と合わせて徴収し、納入してください（死亡退職、支払金不足の場合を除く。）。

異動届出書の「一括徴収」欄に徴収予定月日、徴収予定額及び納入予定月等を記入し、提出をお願いします（7ページ「記入例②」参照）。

納入書については、印字済の「納入金額（1）」を二本線で抹消し、「納入金額（2）」の「給与分」の欄に、納入金額（1）と一括徴収した分の合計額を記入してください。また、同じ金額を「納入金額（2）」の「合計額」の欄に記入し、納入してください（2ページ「納入書の記入例」参照）。

2 転勤の場合

特別徴収を新しい勤務先で継続される場合は、新しい勤務先に何月分から特別徴収ができるかを確認していただき、その勤務先に月割額を連絡した上で異動届出書を提出してください（8ページ「記入例③」参照）。

3 年度途中で普通徴収から特別徴収に切り替える場合

特別徴収切替届出書を提出してください。その際、普通徴収で何期まで納付されているかを給与所得者本人に御確認いただき、重複して納入がされないようお願いします（9ページ「記入例④」参照）。

4 その他

- (1) 令和8年1月1日以降に東近江市から転出された給与所得者が、令和9年1月1日以降に退職・転勤等をされた場合の異動届出書は、東近江市及び転出先の市区町村に提出してください。転出先の市区町村には、令和9年度の給与支払報告書に係る異動届出書となります。
- (2) 特別徴収税額の決定通知書の送付後に、税額に変更があった場合は変更通知書を送付しますので、給与所得者から徴収していただく税額等を御確認の上、納入していただきますようお願いいたします。

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職所得に係る市民税・県民税所得割（分離課税）については、所得税と同様に退職手当等を支給する際に市民税・県民税額を計算し、その額を特別徴収により翌月10日までに納めていただくこととなります。

なお、納入書には「給与分」と「退職所得分」の記入欄がありますが、この場合は「退職所得分」の欄に記入していただくこととなります。また、納入書裏面の納入申告書にも記入してください（2ページ「納入書の記入例」参照）。

1 退職所得に係る市民税・県民税の納税義務者

退職手当等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在、東近江市内に住所を有している人です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人及び死亡退職のため退職手当等が相続人に支給される場合は除かれます。

2 退職所得に係る市民税・県民税額の求め方

(1) 退職所得の金額（課税標準額）

$$\text{退職所得の金額（課税標準額）} = (\text{退職手当等収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \text{（1,000円未満切捨て）}$$

※勤続年数5年以下で支払金額が300万円を超える場合にはその超過部分について2分の1を行わずに計算します。

(2) 退職所得控除額

- ① 勤続年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
- ② 勤続年数が20年を超える場合 80万円+70万円×（勤続年数 - 20年）

※1 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、これを1年として計算します。

※2 退職手当等の支払を受ける人が、在職中に障害者になったことにより退職した場合は、上記①又は②の金額に100万円を加算した金額となります。

(3) 税額の計算

市民税・県民税額は、退職所得の金額に税率（市民税6%、県民税4%）を適用して求めます。

退職所得の金額	×	税率		＝	特別徴収税額	
		市民税 6%	県民税 4%		市民税額	県民税額

※特別徴収税額に100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てます。

3 納入申告書の提出方法

(1) 特別徴収義務者が個人事業主の場合

- ① 金融機関提出用（納入書裏面に記入するもの）と市役所提出用を作成します。

※市役所提出用は、金融機関提出用のコピーで結構です。

- ② 市役所提出用にのみ、個人事業主の個人番号を記入します。
- ③ 市役所提出用を郵送又は直接市役所窓口に提出してください。

(2) 特別徴収義務者が法人の場合

・納入書裏面に記入し、金融機関へ提出してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の提出について

所在地や名称等に変更があった場合は、12ページの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

特別徴収義務者の指定強化について

滋賀県及び県内全ての市町からの重要なお知らせです。

個人住民税の特別徴収を徹底しています。

滋賀県と県内市町では、一定の理由に該当する場合を除き、平成28年度から所得税の源泉徴収義務のある全ての事業者に対して、個人住民税の特別徴収による納入を徹底しています。

下記の理由に該当せず、本人の希望やパート、アルバイトなどを理由に「普通徴収希望」として給与支払報告書を提出されたものは、特別徴収として通知に含めていますので、御了承くださいますようお願いいたします。

○普通徴収が認められる者（理由）

- a 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- b 給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者
- c 給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）
- d 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者
- e 専従者給与を支給されている者（個人事業主のみ該当）

記入例② 退職等により残りの税額を一括して納入する場合

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和××年××月××日		〒527-0023 東近江市八日市緑町10番5号		特別徴収指定番号 7654321	
特別徴収義務者		所在地(住所) 東近江市八日市緑町10番5号		宛名番号 0123456	
名 東近江市長		称 東近江商事株式会社		係名 経理課経理係	
代表者職氏名 東近江市長		代表者職氏名 東近江花子		氏名 東近江 太郎	
個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		担当者 東近江 太郎	
フリガナ 東近江 一郎		フリガナ 東近江 花子		電話番号 0748-24-1234	

特別徴収指定番号	7654321
宛名番号	0123456
係名	経理課経理係
氏名	東近江 太郎
電話番号	0748-24-1234

フリガナ	東近江 一郎
氏名	東近江 一郎
生年月日	昭和56年2月6日
個人番号	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2
住所	東近江市山上町1316番地
現住所	東近江市五個荘小幡町318番地

給与所得者	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
1月1日現在	令和8年7月30日	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他 (本人納付)	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収
特別徴収税額(年税額)	120,000 円	未徴収税額(ア)-(イ)	8月分から5月分まで 100,000 円
徴収済税額(イ)	6月分から7月分まで 20,000 円	未徴収税額(ウ)	8月分から5月分まで 100,000 円

特別徴収指定番号	7654321
宛名番号	0123456
係名	経理課経理係
氏名	東近江 太郎
電話番号	0748-24-1234

◎給与所得者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には、以下の項目にも必ず記載してください。

所在地(住所)	〒	特別徴収指定番号
フリガナ		担 係 名
名		氏 名
代表者の職氏名		電話番号

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について、次の欄に必ず記載してください。

一括徴収する場合の理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出があったため。 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望がないため。
一括徴収しない場合の理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため。 2 特別徴収継続の希望があるため。 3 残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4 死亡による退職のため。

用紙は複写して御使用ください。

特別徴収指定番号	7654321
担 係 名	
氏 名	
電話番号	

徴収予定月日	徴収予定額(円)	左記税額の納入予定月
8月15日	100,000	8月分(翌月10日納期限)
合 計		上記(ウ)と同じ額

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について、次の欄に必ず記載してください。

1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出があったため。
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望がないため。

1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため。
2 特別徴収継続の希望があるため。
3 残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。
4 死亡による退職のため。

用紙は複写して御使用ください。

特別徴収指定番号	7654321
担 係 名	
氏 名	
電話番号	

17

記入例③ 新しい勤務先で特別徴収を継続する場合

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和××年××月××日		〒527-0023 東近江市八日市緑町10番5号		特別徴収指定番号 7654321	
特別徴収義務者		所在地(住所) 東近江市八日市緑町10番5号		宛名番号 0123456	
氏名 東近江市長		名称 東近江商事株式会社		係名 経理課経理係	
代表者職氏名 東近江市長		代表取締役 東近江 花子		氏名 東近江 太郎	
個人番号又は法人番号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		電話番号 0748-24-1234	

フリガナ	ヒガシカミ 仔助	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	東近江 一郎	※事業主及び従業員希望のみによる異動徴収への印押えはできません。	
生年月日	昭和56年2月6日	1 異動・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人納付)
個人番号	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	令和8年7月30日	
住所	1月1日現在 東近江市山上町1316番地		
現住所	東近江市五個荘小幡町318番地		

◎給与所得者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には、以下の項目にも必ず記載してください。

所在地(住所)	〒527-0162 東近江市妹町29番地	特別徴収指定番号	7123456
フリガナ	ウヅカ 伊予 比ガミコウカ	担当	人事課大事務係
名称	有限会社 東近江興産	氏名	東近江 みどり
代表者の職氏名	代表取締役 東近江 次郎	電話番号	0000-00-0000

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について、次の欄に必ず記載してください。

一括徴収する場合の理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出があったため。 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定月	徴収予定額(円)	左記税額の納入予定月分 月分で納入予定(翌月10日納期限)
一括徴収しない場合の理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため。 2 特別徴収継続の希望があるため。 3 残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4 死亡による退職のため。	月割額	10,000円	9月分
用紙は複写して御使用ください。		月割額	10,000円	9月分

税額通知書に記載の特別徴収指定番号・宛名番号を御記入ください。

異動届出書の内容について応答していただいている担当者を御記入ください。

未徴収税額の徴収方法は特別徴収継続に○をしてください。

転勤等該当事由に○をしてください。

転勤等異動の生じた年月日を御記入ください。

未徴収の月(何月分を徴収していないか)と税額を御記入ください。

徴収済の月(何月分まで徴収したか)と税額を御記入ください。

税額通知書から異動者の年税額を御記入ください。

何月分から徴収を開始するか(何月分の給与から徴収可能か)を新しい勤務先に確認の上、御記入ください。

新しい勤務先の特別徴収指定番号及び担当者等を御記入ください。

該当する理由に○をしてください。

新しい勤務先の所在地、名称、代表者等を御記入ください。

記入例④ 新しく特別徴収に切り替える場合

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収切替届出書

令和××年××月××日		特別徴収義務者		特別徴収 指定番号	7654321												
(あて先) 東近江市長		名称	東近江商事 株式会社	法人にあっては 法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1	2	3
		代表者 職氏名	代表取締役 東近江 花子	係名	経理課経理係												
		所在地 (住所)	〒527-0023 東近江市八日市緑町10番5号	担当者	東近江 太郎												
		電話番号	0748-24-1234	電話番号	0748-24-1234												

税額通知書に記載の特別徴収指定番号を御記入ください。初めての場合は、記入しないで大丈夫です。

特別徴収義務者が個人事業主の場合、記入する必要はありません。

切替届出書の内容について応答していただける担当者を御記入ください。

御本人に確認できる場合は、宛名番号を御記入ください。

普通徴収でまだ納付していない始めの期を御記入ください。

給与から徴収し納入を開始する月を御記入ください。

月割額等の確認をお急ぎの場合は、いつまでに連絡が必要かを御記入ください。

宛名番号	0123456													
フリガナ	ヒカシオウミ イチロウ													
氏名	東近江 一郎													
生年月日	昭和	56年	2月	6日										
個人番号	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
住	東近江市山上町1316番地													
所	東近江市五個荘小幡町318番地													
異動年月日	令和00年00月00日													
備考	※市処理欄 口： 一普： 納： リスト：													

普通徴収の 2 期から4期までを

10 月分から特別徴収で納入します。
(翌月10日納期限)

月割額等は、 月 日 までに連絡してください。

※納期限を過ぎた普通徴収分は特別徴収へ切替えてできません。
※納付の重複防止のため、特別徴収へ切替える普通徴収の納付書を従業員から回収いただき、届出書と合わせて送付してください。

※1 届出書受理後、税額変更通知等をお送りするまでに時間がかかる場合があります。
※2 用紙は複写して御使用ください。

1月1日以降に住所の異動があった場合は御記入ください。

就職等異動の生じた年月日を御記入ください。

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和 年 月 日	所在地 (住所)	〒	
(あて先) 東近江市長	特別徴収義務者	名 称	
		代表者職氏名	
		個人番号又は法人番号	
フリガナ	氏 名	年 月 日	異動年月日
生 年 月 日	個 人 番 号	年 月 日	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
住 所	1月1日現在	年 月 日	(イ) 徴収済税額
現 住 所			(ア) 特別徴収税額 (年税額)
給 与 所 得 者	フリガナ	氏 名	特別徴収税額 (年税額)
	生 年 月 日	年 月 日	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
	個 人 番 号	年 月 日	(イ) 徴収済税額
	住 所	1月1日現在	(ア) 特別徴収税額 (年税額)
	現 住 所		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
	特別徴収指定番号	特別徴収指定番号	(イ) 徴収済税額
	宛 名 番 号	担 係 名	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
	担 係 名	氏 名	(イ) 徴収済税額
	氏 名	氏 名	(ア) 特別徴収税額 (年税額)
	電話番号	電話番号	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
	電話番号	電話番号	(イ) 徴収済税額
	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	異動の事由
	※事業主及び従業員希望のみによる普通徴収への切替えはできません。	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人納付)	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他 ()

◎給与所得者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には、以下の項目にも必ず記載してください。

新しい勤務先	〒	特別徴収指定番号	
所在地 (住所)		担 係 名	
フリガナ		氏 名	
名 称		電話番号	
代表者の職氏名			

※令和9年1月1日以降に退職又は休職された人の未徴収税額については、必ず一括徴収により納入をお願いします(死亡退職、支払金不足の場合を除く)。

新しい勤務先には、
月割額 円を 月分
から徴収するよう連絡済です。
※新しい勤務先へお伝えください。

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について、次の欄に必ず記載してください。

一括徴収する場合の理由		徴収予定月日	
一括徴収しない場合の理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出があったため。	一 括 徴 収	徴収予定額(円)
	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	左記税額の納入予定月
	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため。	合 計	月分
	2 特別徴収継続の希望があるため。		(翌月10日納期限)
3 残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。			上記(ウ)と同じ額
4 死亡による退職のため。			

用紙は複写して御使用ください。

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収切替届出書

令和 年 月 日	特別徴収義務者	名称	特別徴収 指定番号
(あて先) 東近江市市長		代表者 職氏名	法人にあっては 法人番号
		所在地 (住所)	担 当 者
		電話番号	係 名
			電話番号

宛名番号	
フリガナ	普通徴収の 期から4期までを
氏 名	月分から特別徴収で納入します。
生年月日	(翌月10日納期限)
個人番号	月割額等は、 月 日 までに連絡してください。
住 所	※納期限を過ぎた普通徴収分は特別徴収へ切替えできません。 ※納付の重複防止のため、特別徴収へ切替える普通徴収の納付書を従業員から回収いただき、届出書と合わせて送付してください。
異動年月日	※市処理欄
備 考	口： 一普： 納： リスト：

※1 届出書受理後、税額変更通知等をお送りするまでに時間がかかる場合があります。
 ※2 用紙は複写して御使用ください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※ 処理事項		資	軽	法
令和 年 月 日	特別徴収義務者			
(あて先) 東近江市長	名称	特別徴収 指定番号		
	代表者職氏名	法人にあつては 法人番号		
	所在地(住所)	担当者	係名	
		氏名		
		電話番号		

変更事項	所在地、名称、特別徴収関係書類等送付先、その他()	変	更	後
フリガナ	〒	〒	—	—
所在地(住所)				
フリガナ				
名称				
電話番号	(内)	—	—	(内)
備考	変更日：令和 年 月 日			

[御注意] ・所在地及び名称には必ずフリガナを記入してください。 ・送付先の設定や変更の場合は、その旨を備考欄に記入してください。
 ・変更のあった事項のみ記入してください。 ・代表者変更の場合、届出書の提出は必要ありません。

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

東近江市長 様

年 月 日

所在地 (住所)		特別徴収 指定番号	
名称 (氏名)		連絡先	
代表者氏名		担当者名	
法人番号			

東近江市税条例第46条の2(第53条の7の2において準用する場合を含む。)の規定による特別徴収税額の納期の特例を受けたいので、次のとおり申請します。

(1) 最近6箇月間の月別の給与の支払を受ける者の人数及び給与の額		
月 別	人数(うち、臨時雇用者の人数)	給与の額(うち、臨時雇用者の額)
年 月	()	()
年 月	()	()
年 月	()	()
年 月	()	()
年 月	()	()
年 月	()	()
(2) この申請書を提出した日以前1年以内における特別徴収税額の納期の特例の取消しの通知を受けたことの有無		有・無
(3) 本市の徴収金の滞納の有無	滞納がある場合はその納付又は納入遅延の理由	
有・無		
備考		
1 納期の特例は、承認を受けた日の属する月から適用されます。 (例) 6月に申請書を提出し、7月に承認を受けた場合の納期限 6月分…7月10日 7月～11月…12月10日		
2 承認を受けるための要件		
(1) 給与の支払を受ける者が常時10人未満であること。		
(2) この申請書を提出した日以前1年以内に特別徴収税額の納期の特例の取消しの通知を受けていないこと。		
(3) 本市の徴収金の滞納がないこと。		